

意見書案提出書

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	山口 貴裕
同	斉藤 たかみ
同	加藤 ごう
同	田中 信次
同	綱嶋 洋一
同	脇 礼子
同	楠 梨恵子
同	古賀 照基
同	青山 圭一
同	佐々木 正行
同	梅沢 裕之
同	竹内 英明
同	松崎 淳

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）

砕石は、近年多発する災害からの復旧・復興や、インフラなどの社会基盤整備に必要不可欠な基礎資材であり、砕石業は、安全・安心な社会基盤を維持する観点からも重要である。

こうした砕石業に係る軽油引取税は、平成21年度の税制改正において、同税が道路特定財源から一般財源化された後も、政策的観点から課税が免除されてきたが、当該措置は令和3年3月31日をもってその期限を迎える。

一方、砕石の生産量は、コンクリート用、道路用の需要減少で低迷し、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は厳しさを増し、砕石業者は、重機価格、燃料単価及び火薬単価等の上昇分の価格転嫁が難しいことから経営が圧迫され、砕石の安定供給に支障を来すおそれがある。

軽油引取税の課税免除措置は、このような砕石業をはじめ、県内の地域産業の経営安定に貢献してきたところであり、課税免除措置が終了することとなれば、地域の産業に計り知れない影響を与えることが懸念される。

よって国会及び政府は、地域産業の活力を維持する観点から、課税免除措置を継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			
経	済	産	業	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

新型コロナウイルス感染症拡大により危機的な状況にある
医療機関への支援強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	高橋 栄一郎
同	亀井 たかつぐ
同	石田 和子
同	高橋 延幸
同	武田 翔
同	望月 聖子
同	市川 和広
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	菅原 直敏
同	牧島 功
同	てらさき 雄介
同	近藤 大輔

新型コロナウイルス感染症拡大により危機的な状況にある
医療機関への支援強化を求める意見書（案）

ダイヤモンド・プリンセス号における新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、早期から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、最前線で対応を迫られてきた本県の医療機関は、大変厳しい経営状況に陥っている。

本年6月に成立した令和2年度第2次補正予算では、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者への慰労金交付や、医療機関での感染防止策に要する費用を補助する措置が盛り込まれたほか、地方創生臨時交付金の増額が決定され、各自治体が地域の実情に応じて、より柔軟に新型コロナウイルス感染症対策を講じることが可能となっている。

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期から受入れ病床を確保した医療機関への協力金、中小企業制度融資の対象とならない医療機関を対象とした融資制度の創設、オンライン診療等の環境整備費補助などへの活用を図るなど、医療機関の支援のため予算措置を講じている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見えない現状を踏まえると、医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症患者への医療体制整備の万全な支援はもちろん、新型コロナウイルス感染を危惧する患者が安心して受診できるよう、感染防止対策強化への更なる支援が必要である。また、経営の安定化及び健全化に向けた経済的支援についても重要である。

よって政府は、新型コロナウイルス感染症患者の治療や地域医療に重要な役割を担う医療機関への支援を更に強化し、安全・安心な医療サービスを提供できるよう、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

新型コロナウイルス感染症に係るケアラー（家族介護者等）と
要介護者等への緊急支援対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	高橋 栄一郎
同	亀井 たかつぐ
同	石田 和子
同	高橋 延幸
同	武田 翔
同	望月 聖子
同	市川 和広
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	菅原 直敏
同	牧島 功
同	てらさき 雄介
同	近藤 大輔

新型コロナウイルス感染症に係るケアラー（家族介護者等）と
要介護者等への緊急支援対策を求める意見書（案）

ケアラーとは、「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」を指している。

こうしたケアラーによって維持されてきた介護は、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護に対するニーズの増大に加え、核家族化の進展等の家族の在り方の変化により、困難な状況となっている。

介護に伴う課題は様々あり、総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」によると、平成29年の離職者のうち、年間およそ10万人が介護のために離職しており、介護のためやむを得ず離職した結果として、無業者の年齢層は若年層から中高年層まで幅広く存在する状況となっている。

さらに、厚生労働省「令和2年6月分介護保険事業状況報告（暫定）」によると、全国の要介護者等およそ670万人のうちおよそ7割は在宅で介護されているが、家族や18歳未満のヤングケアラーによる介護が相当数あり、経済的問題や介護知識の不足、より良いケアを求められるなどの過度な負担からケアラーが心身の健康を損ない、精神的に追い詰められ、社会的に孤立することが危惧される。

よって国会及び政府は、ケアラーの現状及び新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見えない現状等を踏まえて、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ケアラー自身が新型コロナウイルス感染症に感染、隔離された場合に、要介護者等のケアの継続に関する措置を講じること。
- 2 在宅介護者においても医療、衛生資材等の入手を容易にする措置を講じること。
- 3 ケアラーのための情報の充実や普及に向けて、必要な措置を講じること。
- 4 社会からの孤立が懸念されるヤングケアラーは、経済面や介護手法等に不安が多くあることから、特別な配慮と措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
経済再生担当大臣		

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

小規模事業者に対する支援及び支援体制の抜本的な強化
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県議会議員	柳 下 剛
同	川 本 学
同	永 田 磨梨奈
同	菅原 あきひと
同	すとう 天 信
同	君 嶋 ちか子
同	芥 川 薫
同	谷口 かずふみ
同	あらい 絹 世
同	加 藤 元 弥
同	岸 部 都
同	堀 江 則 之
同	曾我部 久美子

小規模事業者に対する支援及び支援体制の抜本的な強化
を求める意見書（案）

本県では、県内の事業所数の約99%を中小企業が占め、ものづくりや商品・サービスの提供などを通じ、地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献し、県民生活の向上と地域経済の発展に大変重要な役割を果たしている。

県内の約18.8万社の中小企業のうち、約15.9万社に及ぶ小規模事業者は、特に少子高齢化の進展や海外との競争の激化などの影響を大きく受け、雇用の確保、業務全般のIT化、働き方改革の推進、事業承継など取り組むべき経営課題が山積している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、「新しい生活様式」に対応した感染防止策を講じながら経済活動を行うことが求められているが、経営体力の弱い小規模事業者は、売上の減少などにより、事業継続が危ぶまれる状況にある。

一方、このような社会情勢の変化に対応し、課題の解決を図るためには、小規模事業者の自助努力も必要であるが、地域に密着し、企業の経営環境を熟知する商工会、商工会議所をはじめとした経済団体が小規模事業者によりきめ細やかな支援を行うことが極めて重要である。

しかしながら、経済団体においては、年々業務量が増加する一方、経済的事情等により、職員の増員を図れずに人員が不足する傾向にあり、小規模事業者への迅速かつ円滑な支援に支障が出ることが懸念される。

よって政府は、小規模事業者の持続的な成長に向け、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 小規模事業者の生産性向上を後押しするため、経営課題の解決を促進する施策の創設、拡充を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化を踏まえ、小規模事業者による「新しい生活様式」に対応した感染防止策や、事業継続を支援する施策の創設、拡充を図ること。
- 3 経済団体の人員を増員するなどの財政的支援施策等を講じ、小規模事業者への支援体制を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

市町村における教員等追加配置等の措置を来年度も
継続することを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	河本文雄
同	石川裕憲
同	大村 悠
同	須田 こうへい
同	神倉 寛明
同	池田 東一郎
同	新堀 史明
同	中村 武人
同	渡辺 ひとし
同	北井 宏昭
同	小川 久仁子
同	作山 ゆうすけ
同	長田 進治

市町村における教員等追加配置等の措置を来年度も
継続することを求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業の長期化や段階的な学校再開を見据え、子供たちを誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障する観点などから、令和2年度文部科学省第2次補正予算により、神奈川県内市町村立学校では、教員、学習指導員、スクールサポートスタッフの追加配置等が行われた。

追加配置等された教員等は、各学校現場において、チーム・ティーチングや学習相談、学校施設の消毒作業などに尽力し、児童・生徒の学習の遅れを取り戻すために大きな役割を果たしており、その働きぶりは大いに評価されている。

しかし、この教員等の追加配置等の措置は、小学校6年生、中学校3年生の支援を主目的にした国の補正予算による今年度末までの措置であり、半年余りの任期では、児童・生徒に対する教育的な効果は中途半端なものとならざるを得ない。

また、児童・生徒の側から見ても、せっかく慣れ親しんだ教員等が半年程で学校からいなくなるというのは、新型コロナウイルス感染症で精神的に疲弊している中で、更に心の不安を増幅させかねないものである。

これからも教育現場の様々な局面で、新型コロナウイルス感染症対策による種々の制約が生じることは容易に予想されるところであり、教員等の追加配置等の措置について、来年度も継続して実施してほしいという声が既に教育現場、自治体からあがっている。

よって政府は、こうした教育現場の切実な声に応え、来年度当初予算においても同様の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
教育再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

少人数学級の更なる拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	河本文雄
同	石川裕憲
同	大村 悠
同	須田 こうへい
同	神倉 寛明
同	池田 東一郎
同	新堀 史明
同	中村 武人
同	渡辺 ひとし
同	北井 宏昭
同	小川 久仁子
同	作山 ゆうすけ
同	長田 進治

少人数学級の更なる拡充を求める意見書（案）

次代の我が国を担う子どもたちの多様な資質・能力を最大限育成するためには、基礎的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むなどの学力の重要な3つの要素を育成する新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。

こうした中、長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、すべての子どもたちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。

そうしたことから、義務教育段階にある子どもたちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた、きめ細かな対応をできるのが少人数学級である。豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応への強化につながるとともに、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進し、本県のかながわ教育ビジョンの基本理念として掲げる「未来を拓く・創る・生きる 人間力あふれる かながわの人づくり」を進めていく上で、少人数学級の更なる拡充が必要である。

令和元年度神奈川県学校基本統計によれば、本県では小学校において13.7%、中学校においては53.0%が、児童・生徒数35人を超える大規模な学級となっている。そこで、義務教育段階において個別最適な学びを実現するとともに、コロナ禍にあってもすべての子どもたちの学びを保障するため、学級規模を35人以下にする取組を段階的かつ計画的に進めていくことが求められる。35人以下学級を推進する取組は、基礎・基本の習得のみならず、子どもたちがお互いに切磋琢磨しながら、一人ひとりの力を最大限引き出す環境整備として、大いに期待できるものである。

しかし、現行、小学校2年生までの35人以下学級を更に拡充していくためには、所要の教職員数や教室数の確保が必要となり、各都道府県において多額の財政負担を生じさせることが予想される。こうした課題を解決するためには、義務教育の機会の均等とその確保について責務を負う国において所要の措置を講じるべきであると考えます。

よって政府は、学級編制基準の見直しと教職員定数の改善を図るとともに、教職員の増配置や学校施設の改修等に必要な財政措置を講じることにより、地方公共団体が所要の教職員及び教室の確保に見通しを持って計画的に取り組むことができるような方策を示されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
教育再生担当大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年10月12日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	山口 貴裕
同	斉藤 たかみ
同	加藤 ごう
同	田中 信次
同	綱嶋 洋一
同	脇 礼子
同	楠 梨恵子
同	古賀 照基
同	青山 圭一
同	佐々木 正行
同	梅沢 裕之
同	竹内 英明
同	松崎 淳

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、国は7月17日に閣議決定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、本格的かつ抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。9月16日に発足した菅内閣は、「デジタル庁」の創設も打ち出しているところである。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ地方行政体制のあり方等に関する答申が提出された。その中で社会全体のデジタル化を徹底することで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、大規模な自然災害や感染症のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について明記されている。

よって国会及び政府は、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 法令やガイドライン等により書面押印、対面が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 デジタル社会実現のため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上と利活用の促進を図ること。また、マイナンバーカードの更新手続については、オンライン申請を実現すること。
- 3 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 4 令和3年度から全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講じること。
- 5 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
行政改革担当大臣		
デジタル改革担当大臣		

神奈川県議会 議長